

広島市水道局規程第5号

令和8年3月31日

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榊原 茂

広島市水道局就業規則等の一部を改正する規程

(広島市水道局就業規則の一部改正)

第1条 広島市水道局就業規則(昭和28年広島市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第14条の2中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第21条の3第4項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「勤務しない時間がある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該2時間」を「1日につき2時間」に改め、「)」を削る。

第21条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第21条の3の2 職員(育児短時間勤務職員を除く。)は、管理者が別に定めるところにより、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第

2条第1項に規定する子をいう。)の養育をするため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、子育て部分休暇を受けることができる。

2 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、年度ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを管理者に申し出るものとする。

(1) 第21条の10第2項第1号に掲げる範囲内

(2) 第21条の10第2項第2号に掲げる範囲内

3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇の承認は、30分を単位として行うものとする。

4 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇(以下「第2号子育て部分休暇」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

5 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出

の内容を変更しなければ同項の職員の小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生ずると認められる事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第1項の規定による子育て部分休暇の請求をすることができる。

7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇の承認を受けた職員が別表第4の9の項の休暇を取得した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

8 次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、既に承認した子育て部分休暇を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 子育て部分休暇の承認を受けた職員が第5項の規定による変更をしたとき。

9 第21条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。

第21条の5第4項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

別表第4（第17条関係）の15の項事由の欄中「妻の出産」を「妻等の出産（子（妻の子を含む。以下この項及び備考第4項において同じ。）又は子の配偶者にあっては、第2子以降の子に係る出産に限る。）」に改

め、同項期間の欄中「職員の妻」を「妻等」に改め、「3日（」の次に「職員の妻の」を加え、同表備考の3中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、同表備考の5を同表備考の6とし、同表備考の4中「妻の子」を「配偶者の子」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「職員の妻」を「妻等」に改め、同表備考の4を同表備考の5とし、同表備考の3の次に次のように加える。

4 この表において、妻等とは、職員の妻、子又は子の配偶者をいう。

（広島市水道局就業規則の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 広島市水道局就業規則の一部を改正する規程（平成17年水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第15項」を「の15の項」に改め、「規定する休暇」の次に「（職員の妻の出産に限る。）」を加える。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。